

- 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令参照条文
附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第三条の規定 公布の日
- 二 次条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日